

飯塚市税の滞納者に対して差押調書(謄本)を発送したところ、住所又は居所不明の郵便物として返送されてきたので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2および飯塚市税条例(平成18年条例第51号)第18条の規定により公示送達する。

なお、差押調書(謄本)は、飯塚市役所行政経営部税務課にて保管しているので、申し出があれば交付する。

令和8年4月24日

飯塚市長 武井政一

- | | |
|----------|--|
| 1 送達書類 | 差押調書(謄本) |
| 2 送達者名 | 別紙のとおり(7件) |
| 3 公示送達理由 | 居所不明 |
| 4 注意事項 | 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したとき、送達があったものとみなす。 |

公示送達書

令和8年4月25日

下記の書類は当市税務課に保管してありますので、いつでもお受け取りください。

送達を受ける者の住所	送達を受ける者の氏名	調定番号	送達する書類の名称
	VU THI NINH	500776765	差押調書（謄本）
	肘井 秀彰	1931482	差押調書（謄本）
	上村 瞬	500182954	差押調書（謄本）
	武田 佳史	1293168	差押調書（謄本）
	AUNG KO NAI NG	500745584	差押調書（謄本）
	ABDUL MAJEE D MOHAMED I MRAN	500712112	差押調書（謄本）
	吉田 祐己	500742224	差押調書（謄本）